

令和 8 年 10 月 1 日

奈良県教育委員会 教育長 殿

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会
理事長 河村 舟二 (印)

**発達障害等のある児童生徒の不登校の未然防止と、
誰もが安心して学べる学校づくりに関する要望書**

日頃より、奈良県の特別支援教育・インクルーシブ教育の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。私たちは、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもとその家族を支える立場から、下記のとおり要望いたします。

Ⅰ 現状認識

不登校の児童生徒は全国で増え続け、令和 6 年度は小中学生で 35 万人を超えて過去最多となりました。この中で、発達障害のある子どもの不登校は、特に深刻です。

文部科学省「発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業（特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究）」報告書（令和 8 年 8 月公表）では、全国 432 校の令和 6 年度の状況について、次の結果が示されました。

区分	小学校	中学校	全体
すべての児童生徒	2.02%	6.07%	3.71%
特別支援学級（自閉症・情緒障害）	7.03%	23.31%	12.65%
通級による指導を受けている児童生徒	4.11%	12.95%	7.10%
通常学級で、通級未利用かつ発達障害に起因する支援の求め・相談があった児童生徒	14.79%	46.08%	22.76%
上記 3 区分の合計（発達障害のある児童生徒等）	7.94%	25.13%	13.26%

※出典：同報告書。回答率 27.5%で地域に偏りの可能性があり、因果関係を示すものではないと同報告書に記載されています。

発達障害のある児童生徒等の不登校率（13.26%）は全体（3.71%）の 3 倍以上で、中学校では全体の約 4 倍（25.13%）に達します。注目すべきは、不登校率が最も高いのが「通常の学級に在籍し、通級を利用していないが支援の求めや相談があった児童生徒」（22.76%、中学校では 46.08%）である点です。特別支援学級に在籍する児童生徒でも 12.65%と高く、学ぶ場を分けるだけでは不登校は防げないこと、そして通常の学級で必要な支援が十分に届い

ていない可能性が高いことを示しています。

一方、同報告書は、「通常の学級の中でできる支援や合理的配慮を組織的に検討する」「特別な支援を必要とする子がいることを前提とした分かりやすい授業づくり」「本人・保護者との建設的な対話による合理的配慮の合意形成」「校内委員会の機能」「学校と保護者の連携」「就学・進学時の情報の引継ぎ」が、不登校率の低さと統計的に有意に関連していたと報告しています。つまり、不登校の未然防止の鍵は、通常の学級を含むすべての学びの場の環境づくりと支援体制にあります。

2 国連障害者権利委員会の勧告との関係

日本は障害者権利条約の締約国であり、条約第 24 条は、障害のある人があらゆる段階で、他の者と平等に、地域社会においてインクルーシブな教育を受ける権利を認めています。令和 4 年（2022 年）9 月、国連障害者権利委員会は日本への総括所見で、分離された特別支援教育を中止するための措置、障害のあるすべての子どもへのインクルーシブ教育に関する国家的な行動計画の策定、通常の学級での合理的配慮の確保と教員研修の充実などを勧告しました。

私たちは、この勧告を、特別支援学校や特別支援学級を直ちに否定するものではなく、「障害のある子が通常の学級で他の子どもと共に学ぶ権利を、実質的に保障せよ」という求めとして受け止めています。不登校の多さは、通常の学級で必要な支援が得られずに学びの場から離れざるを得ない子どもがいること、すなわち、その権利が十分に保障されていない現実の一つの表れだと考えます。

インクルーシブ教育は、障害のある子だけのためのものではありません。分かりやすい授業、安心できる居場所、困ったときに相談できる仕組みは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもの学びと安心につながります。また、子どもたちが日常的に共に過ごす経験は、将来の共生社会を支える県民の理解の土台となります。

貴委員会におかれましては、令和 5 年 7 月 4 日の奈良県議会意見書第 4 号（特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書）の趣旨も踏まえ、下記の取組をご検討くださいますようお願いいたします。

3 要望事項

(1) 通常の学級における環境整備と授業づくりの全校展開

分かりやすい授業づくり（学習内容や手順の見える化、刺激の調整、選択肢の提示など）と基礎的環境整備を、県内すべての小中学校で進めるため、教員研修の充実、指導主事等による助言、好事例の共有を行ってください。

(2) 校内支援体制の実質化

校内委員会が機能するよう、特別支援教育コーディネーターが専任的に従事できる時間の確保や複数指名、必要な人員措置を進めてください。個別的教育支援計画・指導計画が、作成にとどまらず、実施・評価・改善に活かされるよう支援してください。

(3) 通常の学級で支援を必要とする子どもへの支援の拡充

診断や制度上の区分の有無にかかわらず、支援が必要な児童生徒に支援が届くよう、

特別支援教育支援員の配置拡充、特に不登校率の高い中学校における通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

(4) 市町村間格差の是正

県内では、支援員の配置日数や通級指導教室の整備状況に市町村間で差があります。居住地にかかわらず必要な支援が受けられるよう、県による財政的・人的支援と、市町村ごとの配置状況の把握・公表を行ってください。

(5) 就学前から高校までの切れ目のない引継ぎ

幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への進学時に、困りやすい場面と効果的な対応を含む具体的な情報が、本人・保護者の意向を確認した上で確実に引き継がれる仕組みを整えてください。

(6) 本人・保護者との対話に基づく合理的配慮と学びの場の選択

合理的配慮は、本人・保護者との建設的な対話を通じて合意形成されるべきものです。本人の意思を最大限尊重し、通常の学級で学ぶことを希望する場合にそれが現実を選ぶよう、条件整備を進めてください。あわせて、特別支援学級や通級、校内教育支援センターなど、多様な学びの場の質の向上にも取り組んでください。

(7) 実態の把握と検証への当事者参画

県内の発達障害のある児童生徒の不登校の状況と、学校の支援策との関係を把握・公表し、その検証に当事者・保護者団体が参画できる場を設けてください。

(8) 県民理解の促進

交流及び共同学習の充実や、障害のある人と接する機会の拡大、保護者・地域向けの啓発を通じて、すべての子どもが共に育つ学校についての県民の理解を広げてください。

4 おわりに

不登校は、子どもからの重要なサインです。発達障害のある子どもが学校に居場所を見つけられるようにすることは、誰もが安心して学べる学校をつくることそのものであり、国連の勧告が求める方向とも一致します。私たちは、当事者・家族の立場から、貴委員会と協力して取組を進めてまいります。つきましては、本要望に対するご回答と、意見交換の機会をいただきたく、お願い申し上げます。

以上

【連絡先】 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地 10

電話 0743-55-2763

E-mail kawafune@ares.eonet.ne.jp